

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四六番六地先まで	上尾市大字原市字八番耕地一四二二番 五六地先から同市大字平塚字八ツ山八	区 間
一〇・二〇〇二五・三五	七・七〇〇八・二六	敷地の幅員 (メートル)
一三四・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考